

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第8号

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年四日市市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（資源物の譲受けの禁止等）</u></p> <p><u>第10条の3 何人も、有償又は無償にかかわらず、前条第1項の規定に違反して収集され、又は運搬された資源物を譲り受けてはならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定に違反する行為（以下「譲受け違反行為」という。）をしていると認める者に対し、譲受け違反行為をしないよう命ずることができる。</u></p> <p><u>（公表）</u></p> <p><u>第10条の4 市長は、第10条の2第2項又は前条第2項の規定による命令を行ったときは、命令を受けた者の住所、氏名、命令の内容等を公表することができる。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表をされるべき者にその理由を通知し、釈明の機会を与えなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、第10条の2第1項又は前</u></p>	

条第1項において禁止されている行為の抑止に必要があると認めるときは、第1項の規定により公表した情報及びそれに関連する情報を警察、周辺自治体、業界団体等に提供することができる。

第29条 (略)

2 前項の違反行為をした者が、常習として第10条の2第1項の規定に違反したときは、50万円以下の罰金に処する。

第29条 (略)

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(環境部生活環境課)